

<約款変更の内容>

アメリカン・ドリーム・ファンドの約款変更 新旧対照表

新	旧
<p><u>第 54 条の 2 (運用報告書に記載すべき事項の提供)</u> <u>委託者は、投資信託および投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u></p>	<p><u>第 54 条の 2 (運用報告書に記載すべき事項の提供) <新設></u></p>